

Title	フランス担保法の現在（三・完）：倒産手続における処遇の観点をふまえて
Author(s)	齋藤, 由起
Citation	阪大法学. 2020, 69(5), p. 325-326
Version Type	VoR
URL	<a href="https://doi.org/10.18910/87256">https://doi.org/10.18910/87256</a>
rights	
Note	

*Osaka University Knowledge Archive : OUKA*

<https://ir.library.osaka-u.ac.jp/>

Osaka University

## フランス担保法の現在（三・完）

——倒産手続における処遇の観点をつまえて——

齋藤由起

以下では、本誌六九巻一号および二号に引き続いて、二〇一九年三月九・一〇日に大阪大学法経研究棟大会議室において開催された日仏シンポジウム「フランス担保法の現在——倒産手続における処遇の観点をつまえて——」のフランス側の個別報告の翻訳を掲載する。

本号では、まず、第二セッション「保証およびその代替手段と倒産手続」におけるマリール・ピエール・デュモン（大澤慎太郎訳）「保証およびその代替手段と倒産手続」を掲載する。このセッションでは、デュモン教授の主報告に続き、齋藤が、フランス法においては、経営難にある企業について、再建型手続を利用する方が清算型手続を利用するよりも、さらに、予防型手続を利用する方が再建型手続を利用するよりも、保証人を含む全ての人的担保の担保提供者および物上保証人が倒産手続において多くの保護を受けられるとすることによって、経営者が自己の会社の経営難にいち早く対処することを促す政策が採られているのに対し、日本においては、倒産法に関するハード・ローの次元ではこのような配慮はみられず、近時、経営者保証ガイドラインなどのソフト・ローの次元におい

料

て、とりわけ保証人について保護が規定されており、企業の経営難に対する早期対処の促進という政策が考慮されていることなどを指摘した。

資

次に、本シンポジウムの締めくくりとして、横山美夏「総括コメント——日仏比較の観点から——」を掲載する。これをもって本シンポジウムに関する記録は完結する。

なお、本シンポジウムの開催にあたっては、公益財団法人社会科学国際交流江草基金および公益財団法人民事紛争処理基金の助成を受けた。支援に対して重ねて謝意を表したい。